

公益社団法人埼玉県獣医師会
会長 高橋 三男 様

埼玉県農林部長 強瀬 道男（公印省略）

埼玉県における段階的緩和措置等の見直しについて（依頼）

本県農林行政の推進につきましては、日頃格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に御協力いただきますとともに、度重なる協力要請のお願いにもかかわらず、関係者の皆様への周知に迅速に御対応いただき、重ねて御礼申し上げます。

さて、本県では、令和3年10月1日から、段階的緩和措置等を実施しておりますが、第69回埼玉県新型コロナウイルス対策本部会議（令和3年10月13日開催）において、段階的緩和措置等の一部を見直すことが決定されました。

つきましては、趣旨を御理解いただき、引き続き関係者の皆様への周知をはじめ感染拡大防止対策に御協力くださるようお願い申し上げます。

記

○今回の依頼内容

1 段階的緩和措置等の実施期間

令和3年10月1日（金）から令和3年10月24日（日）まで
ただし、見直し内容については、令和3年10月15日（金）から
（イベント等の開催制限については令和3年10月30日（土）まで）

2 前回の協力要請からの主な見直し内容

（1）県民に対する要請

〔変更前〕

- ・ 飲食の際は120分を限度とし、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること。
- ・ 会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内（同居家族及び介助者を除く。）とし、ホームパーティは自粛すること。

〔変更後〕

- ・ 飲食の際は、昼夜を問わず「マスク飲食」「静美食」「ランチの時もマスク」を徹底すること。

- ・会食はできるだけ、いつも近くにいる4人以内（同居家族及び介助者を除く。）とすること。

**(2) 施設の使用制限（飲食店及び結婚式場等に対する要請等）
飲食店及び遊興施設等の人数上限**

〔変更前〕

- ・4人以内又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限る。
- ・長時間（120分超）の会食を避け、4人以内又は同居家族（介助者を含む）のみのグループに限るよう利用者に働きかけること。

〔変更後〕

- ・同一テーブルで4人以内、又は同居家族（介助者を含む）のみのグループであること。
ただし、テーブル間の移動を行わないこと。
- ➡（同居家族でない場合で）5人以上の場合は、テーブルを分けて座り、テーブル間の移動は行わないようにすること。

その他の協力要請内容と詳細については、下記ホームページを御覧ください。

埼玉県HP【10月13日発表】

埼玉県における段階的緩和措置等の見直しについて

<https://www.pref.saitama.lg.jp/notice/2021092801.html>